

なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136
名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所Twitter @natori_suidou

令和5年10月号

「公営企業会計」と決算の状況

水道事業では、地方公営企業法を適用した「公営企業会計」という会計方式を採用しています。公営企業会計では、大きく、①収益的収支、②資本的収支、③内部留保資金の3つの区分で会計を管理しています。

- ①収益的収支……水道料金などによる収入や維持管理経費などの支出を中心とした営業活動の収支
- ②資本的収支……水道施設の改良や新しい施設をつくるための支出と、その財源となる補助金や借入金
- ③内部留保資金…減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金で、主に施設整備の費用や、施設整備のための借入金の元金返済の財源とするもので、②に不足が生じた場合に補てん財源として使用するもの

【令和4年度の決算の状況】



収益的収支は5億2,722万円の純利益となり、資本的収支は4億6,147万円の不足額がでましたが、建設改良積立金、減債積立金等により補てんしました。

決算の詳細な内容は、広報なとり11月号でお知らせします。

水道メーターの交換にご協力ください（期間10月～3月）

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。水道事業所でも法に基づき、有効期間が満了となる水道メーターの取り換えを行います。

対象となる方には、事前に「水道メーター取り換えのお知らせ」を配布しますので、ご協力をお願いいたします。

取り換え期間：令和5年10月上旬～令和6年3月中旬（予定）

市から委託をうけた「名取市管工事業協同組合」の作業員が対象地を訪問し、水道メーターを無償で交換します。

訪問の際には、作業員は、市発行の身分証明書を携帯し、「名取市管工事業協同組合」という文字が入った黄色のウィンドブレーカーを着用して作業を行います。

メーター交換の際、立会いは不要ですが、15分程度断水となります。事前に声かけさせていただきますので、ご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。また、留守の場合は宅地内への立ち入りについてご了承いただきますようお願いいたします。



身分証明書と
ウィンドブレーカー